

2014 年 1 月 10 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 299 号 ）

国務院、 自由貿易試験区において 実施を一時停止する行政法規を整理

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2013 年 12 月 21 日付で『中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国務院文書規定の行政審査・批准または参入特別管理措置の一時的な調整に関する決定』（国発[2013]51 号、以下『51 号決定』という）を公布しました。

『決定』は、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）において実施を一時的に停止する国務院の行政法規を列挙したものです。

上海自由貿易区では現在、「ネガティブリスト」掲載の業種を除き、外商投資のプロジェクトや企業設立に係る認可・批准手続を原則不要とする規制緩和措置が実施されています。この改革を実行するため、全国人民代表大会常務委員会は 2013 年 8 月 30 日に『中国（上海）自由貿易試験区において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国務院に授權することに関する決定』（以下『全人代決定』という）を可決・公布。外商投資企業の設立・変更、経営期限の延長等に係る審査・批准手続を同区内において 3 年間停止し、すべて届出管理へと変更することを決定しました。『51 号決定』は、この『全人代決定』を

【図表 1】一部条項の実施が一時停止される行政法規

外商投資関連規定	『外資企業法実施細則』
	『中外合資経営企業法実施細則』
	『中外合作経営企業法実施細則』
	『外商投資方向指導規定』
	『外国企業または個人による中国国内でのパートナーシップ企業設立管理弁法』
	『中外合資経営企業合併期限暫定規定』
	『中外合資経営企業各合併当事者の出資の若干規定』
	『「中外合資経営企業各合併当事者の出資の若干規定」の補充規定』
	『国務院による投資体制改革に関する決定』
	『国務院による外資利用業務のさらなる適切な遂行に関する若干意見』
サービス業関連規定	『船舶登記条例』
	『国際海運条例』
	『信用調査業管理条例』
	『営業性演出管理条例』
	『娛樂場所管理条例』
	『中外合作学校運営条例』
	『外商投資電信企業管理規定』
	『文化部等の部門による電子ゲーム経営場所の特別整頓意見に関する通達の国務院弁公庁による転送』

（『51 号決定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

受けて、国務院が制定・公布する行政法規レベルにおいて停止が必要となる規定を列挙したもので、外商投資企業の設立批准手続関連規定の一時停止のほか、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』（国発[2013]38号）が上海自由貿易区での対外開放拡大を決定したサービス業6分野18業種に関連する行政法規を一時的に停止し、各主管部門が別途、管理弁法を制定する方針を明記しています（図表2参照）。

【図表2】上海自由貿易区で実施を一時停止するサービス業関連の主な規定内容

実施を一時停止する行政法規の条項	実施を一時停止する主な規定内容
『船舶登記条例』第2条第1項第2	✓ 国際船舶運輸企業の中国側出資比率50%以上
『国際海運条例』第29条第1～4項	✓ 外商独資による国際海船舶管理企業等の設立不可中外合弁・中外合作による国際船舶運輸・国際船舶代理企業の外資比率49%以下 ✓ 中外合弁・中外合作による国際船舶運輸企業における董事会主席・総経理の中国側による指名
『信用調査業管理条例』第45条	✓ 国外信用調査会社による国内での業務展開に係る批准
『営業性演出管理条例』第11条第1、2項	✓ 中外合弁・中外合作・外商独資による文芸上演団の設立禁止 ✓ 外商独資の公演マネジメント会社、公演場所の設立禁止（→外商独資企業は上海市全域でサービス提供可） ✓ 中国側合弁者の出資比率51%以上 ✓ 中国側合作者による経営主導権の確保
『娛樂場所管理条例』第6条	✓ 外商独資による娛樂場所設立の禁止
『中外合作学校運営条例』第60条	✓ 中外合作研修機構の管理弁法は国務院が別途制定（→上海市が管理弁法を公布済）
『外商投資電信企業管理規定』第2条、第6条第2項、第12条、第14～16条、第18～20条	✓ 外商投資電信企業は中外合弁経営形式で設立（→独資容認） ✓ 電信付加価値業務の外国側出資比率50%以下 ✓ 電信付加価値業務の経営に適格であることの証明文書の提出 ✓ 『外商投資企業批准証書』『電信業務經營許可証』手続の手順
『文化部等の部門による電子ゲーム經營場所の特別整頓意見に関する通達の国務院弁公庁による転送』第2条、第6条	✓ 電子ゲーム經營場所の新規審査・批准の停止 ✓ 電子ゲーム設備とその部品・付属品の国内販売停止 ✓ 電子ゲーム設備とその部品・付属品の厳格な輸入制限

（『51号決定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『51号決定』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および14ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

国务院

国発[2013]51号

中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国务院文書規定の 行政審査・批准または参入特別管理措置の一時的な調整に関する決定

各省・自治区・直轄市人民政府、国务院各部・委員会・直属機構：

政府の職能転換を加速し、対外開放モデルを革新し、改革開放の深化の経験をさらに模索するため、『全国人民代表大会常務委員会による中国（上海）自由貿易試験区において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国务院に授権することに関する決定』および『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』の規定に基づき、国务院は中国（上海）自由貿易試験区において以下の行政法規および国务院文書が規定する行政審査・批准または参入特別管理措置を一時的に調整することを決定した。

- 1、外商投資管理モデルを改革し、国家が参入特別管理措置の実施を規定する以外の外商投資に対し、『中華人民共和国外資企業法実施細則』、『中華人民共和国中外合資経営企業法実施細則』、『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』、『外商投資方向指導規定』、『外国企業または個人による中国国内でのパートナーシップ企業設立管理弁法』、『中外合資経営企業合併期限暫定規定』、『中外合資経営企業各合併当事者の出資の若干規定』、『「中外合資経営企業各合併当事者の出資の若干規定」の補充規定』、『国务院による投資体制改革に関する決定』、『国务院による外資利用業務のさらなる適切な遂行に関する若干意見』が規定する関連行政審査・批准を一時的に調整する。
- 2、サービス業の開放を拡大し、『中華人民共和国船舶登記条例』、『中華人民共和国国際海運条例』、『信用調査業管理条例』、『営業性演出管理条例』、『娛樂場所管理条例』、『中華人民共和国中外合作学校運営条例』、『外商投資電信企業管理規定』、『文化部等の部門による電子ゲーム経営場所の特別整頓意見に関する通達の国务院弁公庁による転送』が規定する関連行政審査・批准および関連資質要求、持分比率制限、経営範囲制限等の参入特別管理措置を一時的に調整する。

国务院の関連部門、上海市人民政府は、法律、行政法規および国务院の文書に基づき状況を調整し、遅滞なく当部門、当市制定の規則および規範性文書に対して相応の調整を加え、試行の要求と適応する管理制度を構築すること。

『全国人民代表大会常務委員会による中国（上海）自由貿易試験区において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国务院に授権することに関する決定』および試験区の改革開放措置の試験状況に基づき、本決定の内容に適宜調整を行う。

付属文書：国務院が決定した中国（上海）自由貿易試験区において一時的に調整する関連行政法規および国務院文書規定の行政審査・批准または参入特別管理措置目録

国務院

2013 年 12 月 21 日

付属文書

**国務院が決定した中国（上海）自由貿易試験区において一時的に調整する
関連行政法規および国務院文書規定の行政審査・批准または参入特別管理措置目録**

番号	名称	行政法規、国務院文書の規定	内容
1	外商投資プロジェクト認可（国務院が国内投資プロジェクトに対する認可の保留を規定している場合を除く）	1. 『外商投資方向指導規定』 第 12 条第 1 項の関連規定：現行の審査・批准権限に基づき、外商投資プロジェクトはプロジェクトの性質に基づきそれぞれ発展改革部門および経済貿易部門が審査・批准、届出する。 2. 『外国企業または個人による中国国内でのパートナーシップ企業設立管理弁法』 第 13 条：外国企業または個人が中国国内で設立するパートナーシップ企業が政府の認可を経なければならない投資プロジェクトに係わる場合、国家の関連規定に基づき投資プロジェクト認可手続を行う。 3. 『国務院による投資体制改革に関する決定』（国発[2004]20 号） 第 2 部分第 2 項の関連規定：外商投資プロジェクトについて、政府は市場参入、資本項目管理等の方面からも認可を行わなければならない。 4. 『国務院による外資利用業務のさらなる適切な遂行に関する若干意見』（国発[2010]9 号） 第 4 部分第 16 項の関連規定：『外商投資産業指導目録』における総投資額（増資を含む）3 億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトは、『政府認可の投資プロジェクト目録』が国務院の関連部門による認可の必要を規定している場合を除き、地方政府の関連部門が認可する。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
2	外資企業の設立に係る審査・批准	1. 『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第 7 条：外資企業設立の申請は、中華人民共和国対外貿易経済合作部（以下「対外経済貿易合作部」という）による審査・批准の後、批准証書を発給する。 外資企業設立の申請が以下の状況に属する場合、国務院が授権する省、自治区、直轄市および計画単列市、経済特区の人民政府が審査・批准した後、批准証書を発給する。 (1) 投資総額が国務院の規定する投資審査・批准権限以内である場合。 (2) 国家による原材料の割当を必要とせず、エネルギー、交通運輸、対外貿易輸出割当額等の全国的な総合バランスに影響しない場合。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める

		省、自治区、直轄市および計画単列市、経済特区の人民政府は國務院が授權した範囲内で外資企業の設立を批准し、批准後 15 日以内に對外貿易經濟合作部に報告して届け出なければならない（對外貿易經濟合作部および省、自治区、直轄市および計画単列市、経済特区の人民政府は、以下「審査・批准機関」という）。 第 16 条：外資企業の定款は、審査・批准機関の批准を経た後、発効し、修正時も同じとする。 2. 『外商投資方向指導規定』 第 12 条第 1 項の関連規定：外商投資企業の契約、定款は、對外經濟貿易部門が審査・批准、届出する。このうち、制限額の限度額以下の外商投資プロジェクトは、省、自治区、直轄市および計画単列市の人民政府の相応の主管部門が審査・批准し、同時に上級主管部門および業界主管部門に報告して届出し、この類のプロジェクトの審査・批准権を委譲してはならない。サービス貿易領域で徐々に開放する外商投資プロジェクトに属する場合、国家の関連規定に基づき審査・批准する。 3. 『國務院による外資利用業務のさらなる適切な遂行に関する若干意見』（国発[2010]9 号） 第 4 部分第 16 項の関連規定：サービス業領域の外商投資企業の設立（金融、電信サービスを除く）は、地方政府が関連規定に基づき審査・批准を行う。 4. 『政府認可の投資プロジェクト目録（2013 年版）』 第 12 条第 3 項：外商投資企業の設立および変更事項は、現行の関連規定に基づき商務部および地方政府が認可する。	
3	外資企業の分割、合併またはその他の原因による資本の重大な変動発生に係る審査・批准	『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第 17 条：外資企業の分割、合併またはその他の原因による資本の重大な変動発生は、審査・批准機関の批准を経なければならず、合わせて中国の登録会計士を招聘して検証し出資金払込検査報告を発行しなければならない。審査・批准機関の批准を経た後、工商行政管理機関で変更登記手続を行う。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
4	外資企業の登録資本金の減少、増加、譲渡に係る審査・批准	『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第 21 条：外資企業は経営期間内にその登録資本金を減少させてはならない。ただし、投資総額および生産経営規模等の変化発生により、確かに減少が必要な場合、審査・批准機関の批准を経なければならない。 第 22 条：外資企業の登録資本金の増加、譲渡は、審査・批准機関の批准を経なければならず、合わせて工商行政管理機関で変更登記手続を行う。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
5	外資企業の財産または権益の対外的な抵当、譲渡に係る審査・批准	『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第 23 条：外資企業がその財産または権益を対外的に抵当、譲渡する場合、審査・批准機関の批准を経て工商行政管理機関に届け出なければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に

			停止し、届出管理へと改める
6	外国投資家の出資に係る審査・批准	『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第 25 条第 2 項：審査・批准機関の批准を経て、外国投資家はその中国国内で開設したその他の外商投資企業から獲得した人民元利潤を用いて出資することができる。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
7	外国投資家の出資延期に係る審査・批准	『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第 31 条第 2 項：外国投資家は、正当な理由があつて出資の延期を要求する場合、審査・批准機関の同意を経て、合わせて工商行政管理機関に届け出なければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
8	外資企業の経営期限に係る審査・批准	『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第 40 条：外資企業の土地使用年限は、批准を経た当該外資企業の経営期限と同様とする。 第 70 条：外資企業の経営期限は、異なる業界および企業の具体的状況に基づき、外国投資家が外資企業設立の申請書において定め、審査・批准機関の批准を経なければならない。 第 71 条第 2 項：外資企業の経営期限が満了し経営期限を延長する必要がある場合、経営期限満了の 180 日前に審査・批准機関に経営期限延長の申請書を送付しなければならない。審査・批准機関は、申請書を受け取った日から 30 日以内に批准または批准しないことを決定しなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
9	外資企業の終了に係る認可	『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第 72 条第 2 項：外資企業に前項第 (2)、(3)、(4) 項に列挙する状況が存在する場合、自ら終了申請書を提出し、審査・批准機関に報告して認可されなければならない。審査・批准機関が認可を下した期日を企業の終了期日とする。 第 73 条：外資企業が本実施細則第 72 条第 (1)、(2)、(3)、(6) 項の規定に基づき終了する場合、終了の日から 15 日以内に对外公告して債権者に通知し、合わせて終了公告出稿の日から 15 日以内に、清算手順、原則および清算委員会の人選を提出し、審査・批准機関に報告して審査・確認された後、清算を行わなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
10	中外合併経営企業の設立に係る審査・批准	『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第 6 条第 1 項、第 2 項、第 3 項： 中国国内で設立する合併企業は、中華人民共和國對外貿易經濟合作部（以下「對外貿易經濟合作部」という）の審査・批准を経なければならない。批准後、對外貿易經濟合作部は批准証書を発給する。 以下の条件を備えている場合、國務院は省、自治区、直轄市の人民政府もしくは國務院の関連部門に授權して審査・批准する。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管

		(1) 投資総額が国务院の規定する投資審査・批准権限以内で、中国側合弁者の資金の出所がすでに具体化している場合。 (2) 国家による原材料の割当が必要なく、燃料、動力、交通運輸、対外貿易輸出割当額等の方面の全国的なバランスに影響しない場合。 前項に基づき批准・設立した合弁企業は、対外貿易経済合作部に報告して届け出なければならない。 第 14 条：合弁企業の協議、契約および定款は、審査・批准機構の批准を経た後、発効し、その修正も同じくする。	理へと改める
11	中外合弁経営企業の持分譲渡に係る審査・批准	『中華人民共和国中外合資経営企業法実施細則』 第 20 条第 1 項：合弁当事者の一方が第三者にその持分の全部もしくは一部を譲渡する場合、他の合弁当事者の同意を経て、合わせて審査・批准機構に報告して批准され、登記管理機構で変更登記手続を行わなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
12	中外合弁経営企業の登録資本金の増加、減少に係る審査・批准	『中華人民共和国中外合資経営企業法実施細則』 第 19 条：合弁企業は、合弁期間内にその登録資本金を減少させてはならない。投資総額および生産経営規模等の変化発生により、確かに減少が必要な場合、審査・批准機構の批准を経なければならない。 第 21 条：合弁企業の登録資本金の増加、減少は、董事会の会議で可決し、審査・批准機構に報告して批准され、登記管理機構で変更登記手続を行わなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
13	中外合弁経営企業の出資方式に係る審査・批准	『中華人民共和国中外合資経営企業法実施細則』 第 27 条：外国側合弁当事者が出資とする機器設備もしくはその他の材料、工業所有権もしくは専有技術は、審査・批准機構の批准を経なければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
14	中外合弁経営企業の経営期限に係る審査・批准	『中外合資経営企業合弁期限暫定規定』 第 4 条：合弁当事者が合弁契約において合弁期限を約定しない合弁企業は、国家规定の審査・批准権限および手順に基づき審査・批准する。対外経済貿易部が直接、審査・批准する場合を除き、その他の審査・批准機関は批准後 30 日以内に対外経済貿易部に報告して届け出なければならない。 第 6 条第 1 項：本規定施行の前にすでに批准設立した合弁企業は、批准された合弁契約に約定した期限に基づき執行するが、本規定第 3 条の規定以外の合弁企業に属し、各合弁当事者が一致して合弁契約における合弁期限条項を合弁期限を約定しないものに改定することに同意した場合、合弁当事者は理由を申告し、合弁契約の改定協議を締結し、合わせて申請を提出し、もとの審査・批准機関に報告して審査されなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
15	中外合弁経営	1. 『中華人民共和国中外合資経営企業法実施細則』	ネガティブリ

	企業の解散に係る審査・批准	第 90 条第 2 項：前項第 (2)、(4)、(5)、(6) の状況が発生した場合、董事会は解散申請書を提出し、審査・批准機構に報告して批准される。第 (3) の状況が発生した場合、契約を履行する一方が申請を提出し、審査・批准機構に報告して批准される。 2. 『中外合資経営企業各合併当事者の出資の若干規定』 第 7 条第 1 項：合併当事者の一方が合併契約の規定に基づき期限どおりにその出資を払い込んでいない、または全額払込を完了していない場合、違約を構成する。遵守側は、違約側に 1 カ月以内に払込を払い込む、または全額払込を完了するよう催促しなければならない。期限を超えてなお払い込んでいない、または全額払込を完了していない場合、違約側が合併契約における一切の権利を放棄したものとみなし、自動的に合併企業を退出する。遵守側は、期限超え後の 1 カ月以内に、もとの審査・批准機関で合併企業解散の批准を申請、または違約側の合併契約における権利および義務を引き受ける別の合併当事者を探す批准を申請しなければならない。遵守側は、法に基づき違約側に出資を払い込んでいない、または全額払込が完了していないことによりもたらされた経済的損失の賠償を要求することができる。	スト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
16	中外合資経営、中外合作経営、外商独資経営企業の出資に係る審査・批准	『「中外合資経営企業各合併当事者の出資の若干規定」の補充規定』のすべての条文	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
17	中外合作経営企業の設立に係る審査・批准	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』 第 6 条：合作企業の設立は、対外貿易経済合作部もしくは国務院が授権する部門および地方人民政府が審査・批准する。 合作企業の設立が以下の状況に属する場合、国務院が授権する部門もしくは地方人民政府が審査・批准する。 (1) 投資総額が国務院の規定により国務院が授権した部門もしくは地方人民政府が審査・批准する投資限度額以内にある場合。 (2) 自己資金で、かつ国家の建設、生産バランス条件が必要ない場合。 (3) 製品輸出は国家関連主管部門が発行する輸出割当額、許可証の受領を必要としない、または受領を必要とするが、プロジェクト提案書の送付の前に国家関連主管部門の同意を得ている場合。 (4) 法律、行政法規が国務院の授権する部門もしくは地方人民政府が審査・批准することを規定しているその他の状況。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
18	中外合作経営企業の協議、契約、定款の重大な変更に係る審査・批准	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』 第 11 条：合作企業の協議、契約、定款は、審査・批准機関が批准証書を発行した日から発効する。合作期限内に、合作企業の協議、契約、定款に重大な変更がある場合、審査・批准機関の批准を経なければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に

			停止し、届出管理へと改める
19	中外合作経営企業の登録資本金の減少に係る審査・批准	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』 第 16 条第 2 項：合作企業の登録資本金は、合作期間内に減少させてはならない。ただし、投資総額および生産経営規模等の変化により、確かに減少が必要な場合、審査・批准機関の批准を経なければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
20	中外合作経営企業の合作企業契約における権利の譲渡に係る審査・批准	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』 第 23 条第 1 項：各合弁当事者が相互間で、または合作当事者の一方がその他の合作当事者以外の他人に、それに属する合作企業契約の全部もしくは一部の権利を譲渡する場合、合作当事者の書面による同意を経て、合わせて審査・批准機関に報告して批准されなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
21	中外合作経営企業の委託経営管理契約に係る審査・批准	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』 第 35 条第 2 項：合作企業は、董事会もしくは連合管理委員会が決議、締結した委託経営管理契約を、被委託人の信用証明等の文書とともに、合わせて審査・批准機関に報告し批准されなければならない。審査・批准機関は、関連文書を受け取ってから 30 日以内に、批准または批准しないことを決定しなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
22	外国側合作者の投資先行回収に係る審査・批准機関に報告しての審査・批准	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』 第 45 条第 1 項：外国側合作当事者は、本実施細則第 44 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき投資の先行回収の申請を提出する場合、投資の先行回収の総額、期限および方式を具体的に説明し、財政・税務機関の審査・同意を経た後、審査・批准機関に報告して批准されなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
23	中外合作経営企業の合作期限延長に係る審査・批准	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』 第 47 条第 2 項：合作企業の期限が満了し、各合作当事者が協議・同意して合作期限の延長を要求する場合、期限満了の 180 日前に審査・批准機関に申請を提出し、もとの合作企業の契約執行状況、合作期限延長の原因を説明し、同時に各合作当事者の延長した期限内の各当事者の権利、義務等の事項について一致した協議を送付しなければならない。審査・批准機関は、申請を受け取ってから 30 日以内に、批准または批准しないことを決定しなければならない。 第 47 条第 4 項：合作企業の契約が外国側合作当事者の投資の先行回収を約定し、かつ投資がすでに回収を完了した場合、合作企業の期限満了後に延長しない。ただし、外国側合作当事者が投資を増加する場合、各合作当事者の協議・同意を経て、本条第 2 項の規定に基づき	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める

		審査・批准機関に合作期限の延長を申請することができる。	
24	中外合作経営企業の解散に係る審査・批准	1. 『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』 第48条第2項：前項第2、第4に列挙した状況が発生した場合、合作企業の董事会もしくは連合管理委員会は決定を下し、審査・批准機関に報告して批准されなければならない。前項第3に列挙した状況において、合作企業の契約、定款が規定した義務を履行しない中外合作当事者の一方もしくは複数方は、契約を履行した他方がこれにより蒙った損失に対して賠償責任を引き受けなければならない。契約を履行した一方もしくは複数方は、審査・批准機関に申請を提出し、合作企業を解散させる権利を有する。 2. 『中外合資経営企業各合弁当事者の出資の若干規定』 第7条第1項：合弁当事者の一方が合弁契約の規定に基づき期限どおりにその出資を払い込んでいない、または全額払込を完了していない場合、違約を構成する。遵守側は、違約側に1カ月以内に払込を払い込む、または全額払込を完了するよう催促しなければならない。期限を超えてなお払い込んでいない、または全額払込を完了していない場合、違約側が合弁契約における一切の権利を放棄したものとみなし、自動的に合弁企業を退出する。遵守側は、期限超え後の1カ月以内に、もとの審査・批准機関で合弁企業解散の批准を申請、または違約側の合弁契約における権利および義務を引き受ける別の合弁当事者を探す批准を申請しなければならない。遵守側は、法に基づき違約側に出資を払い込んでいない、または全額払込が完了していないことによりもたらされた経済的損失の賠償を要求することができる。	ネガティブリスト以外の領域において、当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へと改める
25	中外合弁、中外合作国際船舶運輸企業の外資持分比率制限の緩和	1. 『中華人民共和国船舶登記条例』 第2条第1項第2：中華人民共和国の法律に基づき設立された主要営業場所が中華人民共和国国内の企業法人の船舶。ただし、当該法人の登録資本金に外商出資がある場合、中国側投資家の出資額は50%を下回ってはならない。 2. 『中華人民共和国国際海運条例』 第29条第2項、第3項、第4項：国際船舶運輸、国際船舶代理業務を經營する中外合弁経営企業について、企業における外商の出資比率は49%を超えてはならない。 国際船舶運輸、国際船舶代理業務を經營する中外合作経営企業について、企業における外商の投資比率は前項の規定を参照適用する。 中外合弁国際船舶運輸企業および中外合作国際船舶運輸企業の董事会主席および総経理は、各中外合弁、合作当事者が協議した後、中国側が指定する。	関連規定内容の実施を一時的に停止し、国務院交通運輸主管部門が関連管理弁法を制定する
26	外商独資国際船舶管理企業の設立を許可する	『中華人民共和国国際海運条例』 第29条第1項：国務院交通主管部門の批准を経て、外商は関連法律、行政法規および国家のその他の関連規定に基づき、中外合弁経営企業もしくは中外合作経営企業を投資設立し、国際船舶運輸、国際船舶代理、国際船舶管理、国際海運貨物の積卸、国際海運貨物の保管、国際海運コンテナステーションおよび置き場業務を經營することができ、合わせて外資企業を投資設立して国際海運貨物の保管業務を経	関連規定内容の実施を一時的に停止し、国務院交通運輸主管部門が関連管理弁法を制定する

		営することができる。	
27	外商投資信用調査会社の設立を許可する	『信用調査業管理条例』 第 45 条：外商投資信用調査機構の設立条件は、国務院信用調査業監督管理部門が国務院の関連部門とともに制定し、国務院に報告して批准される。 国外信用調査機構が国内で経営する信用調査業務は、国務院信用調査業監督管理部門の批准を経なければならない。	関連規定内容の実施を一時的に停止し、国務院信用調査業監督管理部門が関連管理弁法を制定する
28	外資公演マネジメント機構の持分比率制限を取り消し、外商独資公演マネジメント機構を設立し、上海市のためにサービスを提供することを許可する	『営業性演出管理条例』 第 11 条第 1 項、第 2 項：外国投資家は、中国投資家と法に基づき中外合併経営、中外合作経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位を設立することができる。中外合併経営、中外合作経営、外資経営の文芸上演団体を設立してはならず、外資経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位を設立してはならない。 中外合併経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位の設立について、中国側合併者の投資比率は 51%を下回ってはならない。中外合作経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位の設立は、中国側合作者が経営主導権を擁していなければならない。	関連規定内容の実施を一時的に停止し、国務院文化主管部門が関連管理弁法を制定する
29	外商独資の娯楽場所を設立し、試験区内でサービスを提供することを許可する	『娯楽場所管理条例』 第 6 条：外国投資家は、中国投資家と法に基づき中外合併経営、中外合作経営の娯楽場所を設立することができ、外商独資経営の娯楽場所を設立してはならない。	関連規定内容の実施を一時的に停止し、国務院文化主管部門が関連管理弁法を制定する
30	中外合作の経営性教育研修機構および経営性職業技能研修機構の開設を許可する	『中華人民共和国中外合作学校運営条例』 第 60 条：工商行政管理部門で登記登録した経営性の中外合作開設の研修機構の管理弁法は、国務院が別途規定する。	関連規定内容の実施を一時的に停止し、上海市が関連管理弁法を制定・発布する
31	ネットワーク情報セキュリティを保障する前提において、外資企業に特定形式の一部の付加価値電信業務の経営を許可する	『外商投資電信企業管理規定』 第 2 条：外商投資電信企業とは、外国投資家が中国投資家と中華人民共和国国内で法に基づき中外合併経営形式で、共同投資・設立する電信業務を経営する企業を指す。 第 6 条第 2 項：付加価値電信業務（基礎電信業務における無線呼出業務を含む）を経営する外商投資電信企業の外国側投資家の企業における出資比率は、最終的に 50%を超えてはならない。 第 12 条：外商投資電信企業を設立し、省、自治区、直轄市の範囲内で経営する付加価値電信業務は、中国側の主要投資家が省、自治区、直轄市の電信管理機構に申請を提出し、以下の文書を送付する。 (1) 本規定第 10 条が規定する資格証明もしくは関連確認文書。 (2) 電信条例が規定する付加価値電信業務の経営で備えていなく	関連規定内容の実施を一時的に停止し、国務院工業情報化主管部門が関連管理弁法を制定する

ればならないその他の条件の証明もしくは確認文書。

省、自治区、直轄市の電信管理機構は、申請を受け取った日から 60 日以内に意見に署名しなければならない。同意する場合、国務院工業情報化主管部門に報告する。同意しない場合、書面で申請人に通知し理由を説明しなければならない。

国務院工業情報化主管部門は、省、自治区、直轄市の電信管理機構が署名同意した申請文書を受け取った日から 30 日以内に審査を完了させ、批准または批准しないことの決定を下さなければならない。批准する場合、『外商投資電信業務経営審査認定意見書』を発行する。批准しない場合、書面で申請人に通知し理由を説明しなければならない。

第 14 条：外商投資電信企業の設立は、国家の関連規定に基づき、その投資プロジェクトが国務院発展改革部門の認可を経る必要がある場合、国務院工業情報化主管部門は『外商投資電信業務経営審査認定意見書』を発行する前に、申請資料を国務院発展改革部門に転送して認可されなければならない。国務院発展改革部門に転送して認可される場合、本規定第 11 条、第 12 条が規定する審査・批准期限を 30 日延長することができる。

第 15 条：外商投資電信企業の設立が、基礎電信業務の経営もしくは省、自治区、直轄市を跨ぐ範囲の付加価値電信業務に属する場合、中国側の主要投資家は『外商投資電信業務経営審査認定意見書』により国務院商務主管部門に設立予定の外商投資電信企業の契約、定款を送付する。省、自治区、直轄市の範囲内の付加価値電信業務に属する場合、中国側の主要投資家は『外商投資電信業務経営審査認定意見書』により省、自治区、直轄市の人民政府の商務主管部門に設立予定の外商投資電信企業の契約、定款を送付する。

国務院の商務主管部門および省、自治区、直轄市の人民政府の商務主管部門は、送付された設立予定の外商投資電信企業の契約、定款を受け取った日から 90 日以内に審査を完了させ、批准または批准しないことの決定を下さなければならない。批准する場合、『外商投資企業批准証書』を発行する。批准しない場合、書面で申請人に通知し理由を説明しなければならない。

第 16 条：外商投資電信企業の中国側主要投資家は、『外商投資企業批准証書』により、国務院工業情報化主管部門で『電信業務経営許可証』の手続を行う。

外商投資電信企業の中国側主要投資家は、『外商投資企業批准証書』および『電信業務経営許可証』により、工商行政管理機関で外商投資電信企業の登録登記手続を行う。

第 18 条：本規定第 6 条の規定に違反した場合、国務院工業情報化主管部門が期限付きの是正を命令し、合わせて 10 万元以上 50 万元以下の罰金に処す。期限を超えて是正しない場合、国務院工業情報化主管部門は『電信業務経営許可証』を没収し、合わせてもとの『外商投資企業批准証書』を発行した商務主管部門はその『外商投資企業批准証書』を取り消す。

第 19 条：本規定第 17 条の規定に違反した場合、国務院工業情報化主管部門が期限付きの是正を命令し、合わせて 20 万元以上 100 万元

		以下の罰金に処す。期限を超えて是正しない場合、国务院工業情報化主管部門は『電信業務經營許可証』を没収し、合わせてもとの『外商投資企業批准証書』を発行した商務主管部門はその『外商投資企業批准証書』を取り消す。 第 20 条：外商投資電信企業設立の申請で、虚偽、偽造の資格証明もしくは確認文書を提供して批准を騙し取った場合、批准を無効とし、国务院工業情報化主管部門が 20 万元以上 100 万元以下の罰金に処し、『電信業務經營許可証』を没収し、合わせてもとの『外商投資企業批准証書』を発行した商務主管部門はその『外商投資企業批准証書』を取り消す。	
32	外資企業によるゲーム機・アミューズメント設備の生産および販売への従事を許可し、文化主管部門による内容審査を通過したゲーム機・アミューズメント設備を国内市場向けに販売することができる	『文化部等の部門による電子ゲーム經營場所特別整頓に関する意見の国务院弁公庁による転送の通達』（国弁発[2000]44 号） 2、本意見発布の日より、各地は直ちに新たな電子ゲーム經營場所の審査・批准を停止し、現有の電子ゲーム經營場所の増設もしくはいかなる種類の電子ゲーム設備の更新も審査・批准してはならない。 6、本意見発布の日より、国内向けの電子ゲーム設備およびその部品、付属品の生産、販売を直ちに停止する。いかなる企業、個人も国内向けの電子ゲーム設備およびその部品、付属品の生産、販売活動に従事してはならない。一旦、電子ゲーム經營場所への電子ゲーム設備およびその部品、付属品の販売を発見した場合、経済貿易、情報産業部門は工商行政管理等の部門とともに関連規定に基づき処理を行う。 加工貿易方式を除き、その他の貿易方式での電子ゲーム設備およびその部品、付属品（税関商品番号 95041000、95043010、95049010）の輸入を厳格に制限する。電子ゲーム設備およびその部品、付属品の加工貿易業務を、制限類加工貿易製品に組み入れ、合わせて加工貿易保証金台帳の実転制度を実行し、対外経済貿易部門は審査・批准および管理を厳格化し、税関は実際の監督管理を強化し、その製品は返品出国のみ可能とする。期限を超えて輸出できない場合、税関は法に基づき没収を行う、または関連企業に廃棄を行うよう監督する。各地の税関は検査の力を強化し、重点的に捜査・制圧を実施し、断固として虚偽報告、隠し持ち等の方式を通じた電子ゲーム設備およびその部品、付属品の密輸の違法行為を取り締まること。	関連規定内容の実施を一時的に停止し、国务院文化主管部門が関連管理弁法を制定する

（中国語原文）

国务院
国发〔2013〕51号
关于在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整
有关行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施的决定

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

为加快政府职能转变，创新对外开放模式，进一步探索深化改革开放的经验，根据《全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》和《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》的规定，国务院决定在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整下列行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施：

- 一、改革外商投资管理模式，对国家规定实施准入特别管理措施之外的外商投资，暂时调整《中华人民共和国外资企业法实施细则》、《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》、《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》、《指导外商投资方向规定》、《外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业管理办法》、《中外合资经营企业合营期限暂行规定》、《中外合资经营企业合营各方出资的若干规定》、《〈中外合资经营企业合营各方出资的若干规定〉的补充规定》、《国务院关于投资体制改革的决定》、《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》规定的有关行政审批。
- 二、扩大服务业开放，暂时调整《中华人民共和国船舶登记条例》、《中华人民共和国国际海运条例》、《征信业管理条例》、《营业性演出管理条例》、《娱乐场所管理条例》、《中华人民共和国中外合作办学条例》、《外商投资电信企业管理规定》、《国务院办公厅转发文化部等部门关于开展电子游戏经营场所专项治理意见的通知》规定的有关行政审批以及有关资质要求、股比限制、经营范围限制等准入特别管理措施。

国务院有关部门、上海市人民政府要根据法律、行政法规和国务院文件调整情况，及时对本部门、本市制定的规章和规范性文件作相应调整，建立与试点要求相适应的管理制度。

根据《全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》和试验区改革开放措施的试验情况，本决定内容适时进行调整。

附件：国务院决定在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整有关行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施目录

国务院
2013年12月21日

附件

**国务院决定在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整
有关行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施目录**

序号	名称	行政法规、国务院文件规定	内容
1	外商投资项目核准（国务院规定对国内投资项目保留核准的除外）	1. 《指导外商投资方向规定》 第十二条第一款的有关规定：根据现行审批权限，外商投资项目按照项目性质分别由发展计划部门和经贸部门审批、备案。 2. 《外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业管理办法》 第十三条：外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业涉及须经政府核准的投资项目的，依照国家有关规定办理投资项目核准手续。 3. 《国务院关于投资体制改革的决定》（国发〔2004〕20号） 第二部分第二项的有关规定：对于外商投资项目，政府还要从市场准入、资本项目管理等方面进行核准。 4. 《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发〔2010〕9号） 第四部分第十六项的有关规定：《外商投资产业指导目录》中总投资（包括增资）3亿美元以下的鼓励类、允许类项目，除《政府核准的投资项目目录》规定需由国务院有关部门核准之外，由地方政府有关部门核准。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
2	外资企业设立审批	1. 《中华人民共和国外资企业法实施细则》 第七条：设立外资企业的申请，由中华人民共和国对外贸易经济合作部（以下简称对外贸易经济合作部）审查批准后，发给批准证书。 设立外资企业的申请属于下列情形的，国务院授权省、自治区、直辖市和计划单列市、经济特区人民政府审查批准后，发给批准证书： （一）投资总额在国务院规定的投资审批权限以内的； （二）不需要国家调拨原材料，不影响能源、交通运输、外贸出口配额等全国综合平衡的。 省、自治区、直辖市和计划单列市、经济特区人民政府在国务院授权范围内批准设立外资企业，应当在批准后15天内报对外贸易经济合作部备案（对外贸易经济合作部和省、自治区、直辖市和计划单列市、经济特区人民政府，以下统称审批机关）。 第十六条：外资企业的章程经审批机关批准后生效，修改时同。 2. 《指导外商投资方向规定》 第十二条第一款的有关规定：外商投资企业的合同、章程由外经贸部门审批、备案。其中，限制类限额以下的外商投资项目由省、自治区、直辖市及计划单列市人民政府的相应主管部门审批，同时报上级主管部门和行业主管部门备案，此类项目的审批权不得下放。属于服务贸易领域逐步开放的外商投资项目，按照国家有关规定审批。 3. 《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发〔2010〕9号） 第四部分第十六项的有关规定：服务业领域外商投资企业的设立（金融、电信服务除外）由地方政府按照有关规定进行审批。 4. 《政府核准的投资项目目录（2013年本）》	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

		第十二条第三款：外商投资企业的设立及变更事项，按现行有关规定由商务部和地方政府核准。	
3	外资企业分立、合并或者其他原因导致资本发生重大变动审批	《中华人民共和国外资企业法实施细则》 第十七条：外资企业的分立、合并或者由于其他原因导致资本发生重大变动，须经审批机关批准，并应当聘请中国的注册会计师验证和出具验资报告；经审批机关批准后，向工商行政管理机关办理变更登记手续。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
4	外资企业注册资本减少、增加、转让审批	《中华人民共和国外资企业法实施细则》 第二十一条：外资企业在经营期内不得减少其注册资本。但是，因投资总额和生产经营规模等发生变化，确需减少的，须经审批机关批准。 第二十二条：外资企业注册资本的增加、转让，须经审批机关批准，并向工商行政管理机关办理变更登记手续。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
5	外资企业财产或者权益对外抵押、转让审批	《中华人民共和国外资企业法实施细则》 第二十三条：外资企业将其财产或者权益对外抵押、转让，须经审批机关批准并向工商行政管理机关备案。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
6	外国投资者出资审批	《中华人民共和国外资企业法实施细则》 第二十五条第二款：经审批机关批准，外国投资者也可以用其从中国境内举办的其他外商投资企业获得的人民币利润出资。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
7	外国投资者延期出资审批	《中华人民共和国外资企业法实施细则》 第三十一条第二款：外国投资者有正当理由要求延期出资的，应当经审批机关同意，并报工商行政管理机关备案。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
8	外资企业经营期限审批	《中华人民共和国外资企业法实施细则》 第四十条：外资企业的土地使用年限，与经批准的该外资企业的经营期限相同。 第七十条：外资企业的经营期限，根据不同行业和企业的具体情况，由外国投资者在设立外资企业的申请书中拟订，经审批机关批准。 第七十一条第二款：外资企业经营期满需要延长经营期限的，应当在距经营期满 180 天前向审批机关报送延长经营期限的申请书。审批机关应当在收到申请书之日起 30 天内决定批准或者不批准。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
9	外资企业终止核准	《中华人民共和国外资企业法实施细则》 第七十二条第二款：外资企业如存在前款第（二）、（三）、（四）项所列情形，应当自行提交终止申请书，报审批机关核准。审批机关作出核准的日期为企业的终止日期。 第七十三条：外资企业依照本实施细则第七十二条第（一）、（二）、（三）、（六）项的规定终止的，应当在终止之日起 15 天内对外公告并通知债权人，并在终止公告发出之日起 15 天内，提出清算程序、原则和清算委员会人选，报审批机关审核后清算。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

10	中外合资经营企业设立审批	《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》 第六条第一款、第二款、第三款： 在中国境内设立合营企业，必须经中华人民共和国对外贸易经济合作部（以下简称对外贸易经济合作部）审查批准。批准后，由对外贸易经济合作部发给批准证书。 凡具备下列条件的，国务院授权省、自治区、直辖市人民政府或者国务院有关部门审批： （一）投资总额在国务院规定的投资审批权限以内，中国合营者的资金来源已经落实的； （二）不需要国家增拨原材料，不影响燃料、动力、交通运输、外贸出口配额等方面的全国平衡的。 依照前款批准设立的合营企业，应当报对外贸易经济合作部备案。 第十四条：合营企业协议、合同和章程经审批机构批准后生效，其修改时同。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
11	中外合资经营企业转让股权审批	《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》 第二十条第一款：合营一方向第三者转让其全部或者部分股权的，须经合营他方同意，并报审批机构批准，向登记管理机构办理变更登记手续。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
12	中外合资经营企业增加、减少注册资本审批	《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》 第十九条：合营企业在合营期内不得减少其注册资本。因投资总额和生产经营规模等发生变化，确需减少的，须经审批机构批准。 第二十一条：合营企业注册资本的增加、减少，应当由董事会会议通过，并报审批机构批准，向登记管理机构办理变更登记手续。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
13	中外合资经营企业出资方式审批	《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》 第二十七条：外国合营者作为出资的机器设备或者其他物料、工业产权或者专有技术，应当报审批机构批准。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
14	中外合资经营企业经营期限审批	《中外合资经营企业合营期限暂行规定》 第四条：合营各方在合营合同中不约定合营期限的合营企业，按照国家规定的审批权限和程序审批。除对外经济贸易部直接审批的外，其他审批机关应当在批准后 30 天内报对外经济贸易部备案。 第六条第一款：在本规定施行之前已经批准设立的合营企业，按照批准的合营合同约定的期限执行，但属本规定第三条规定以外的合营企业，合营各方一致同意将合营合同中合营期限条款修改为不约定合营期限的，合营各方应当申报理由，签订修改合营合同的协议，并提出申请，报原审批机关审查。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
15	中外合资经营企业解散审批	1. 《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》 第九十条第二款：前款第（二）、（四）、（五）、（六）项情况发生的，由董事会提出解散申请书，报审批机构批准；第（三）项情况发生的，由履行合同的一方提出申请，报审批机构批准。 2. 《中外合资经营企业合营各方出资的若干规定》 第七条第一款：合营一方未按照合营合同的规定如期缴付或者缴清其出资的，即构成违约。守约方应当催告违约方在一个月内缴付或	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

		者缴清出资。逾期仍未缴付或者缴清的，视同违约方放弃在合营合同中的一切权利，自动退出合营企业。守约方应当在逾期后一个月内，向原审批机关申请批准解散合营企业或者申请批准另找合营者承担违约方在合营合同中的权利和义务。守约方可以依法要求违约方赔偿因未缴付或者缴清出资造成的经济损失。	
16	中外合资经营、中外合作经营、外商独资经营企业出资审批	《〈中外合资经营企业合营各方出资的若干规定〉的补充规定》的全部条文	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
17	中外合作经营企业设立审批	《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第六条：设立合作企业由对外贸易经济合作部或者国务院授权的部门和地方人民政府审查批准。 设立合作企业属于下列情形的，由国务院授权的部门或者地方人民政府审查批准： （一）投资总额在国务院规定由国务院授权的部门或者地方人民政府审批的投资限额以内的； （二）自筹资金，并且不需要国家平衡建设、生产条件的； （三）产品出口不需要领取国家有关主管部门发放的出口配额、许可证，或者虽需要领取，但在报送项目建议书前已征得国家有关主管部门同意的； （四）有法律、行政法规规定由国务院授权的部门或者地方人民政府审查批准的其他情形的。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
18	中外合作经营企业协议、合同、章程重大变更审批	《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第十一条：合作企业协议、合同、章程自审查批准机关颁发批准证书之日起生效。在合作期限内，合作企业协议、合同、章程有重大变更的，须经审查批准机关批准。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
19	中外合作经营企业注册资本减少审批	《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第十六条第二款：合作企业注册资本在合作期限内不得减少。但是，因投资总额和生产经营规模等变化，确需减少的，须经审查批准机关批准。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
20	中外合作经营企业转让合作企业合同权利审批	《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第二十三条第一款：合作各方之间相互转让或者合作一方向合作他方以外的他人转让属于其在合作企业合同中全部或者部分权利的，须经合作他方书面同意，并报审查批准机关批准。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
21	中外合作经营企业委托经营管理合同审批	《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第三十五条第二款：合作企业应当将董事会或者联合管理委员会的决议、签订的委托经营管理合同，连同被委托人的资信证明等文件，一并报送审查批准机关批准。审查批准机关应当自收到有关文件之日起30天内决定批准或者不批准。	在负面清单之外的领域，暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理
22	外国合作者先	《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》	在负面清单之

	行回收投资报 审查批准机关 审批	第四十五条第一款：外国合作者依照本实施细则第四十四条第二项和第三项的规定提出先行回收投资的申请，应当具体说明先行回收投资的总额、期限和方式，经财政税务机关审查同意后，报审查批准机关审批。	外的领域，暂时 停止实施该项 行政审批，改为 备案管理
23	中外合作经营 企业延长合作 期限审批	《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第四十七条第二款：合作企业期限届满，合作各方协商同意要求延长合作期限的，应当在期限届满的 180 天前向审查批准机关提出申请，说明原合作企业合同执行情况，延长合作期限的原因，同时报送合作各方就延长的期限内各方的权利、义务等事项所达成的协议。审查批准机关应当自接到申请之日起 30 天内，决定批准或者不批准。 第四十七条第四款：合作企业合同约定外国合作者先行回收投资，并且投资已经回收完毕的，合作企业期限届满不再延长；但是，外国合作者增加投资的，经合作各方协商同意，可以依照本条第二款的规定向审查批准机关申请延长合作期限。	在负面清单之 外的领域，暂时 停止实施该项 行政审批，改为 备案管理
24	中外合作经营 企业解散审批	1. 《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》 第四十八条第二款：前款第二项、第四项所列情形发生，应当由合作企业的董事会或者联合管理委员会做出决定，报审查批准机关批准。在前款第三项所列情形下，不履行合作企业合同、章程规定的义务的中外合作者一方或者数方，应当对履行合同的他方因此遭受的损失承担赔偿责任；履行合同的一方或者数方有权向审查批准机关提出申请，解散合作企业。 2. 《中外合资经营企业合营各方出资的若干规定》 第七条第一款：合营一方未按照合营合同的规定如期缴付或者缴清其出资的，即构成违约。守约方应当催告违约方在一个月内缴付或者缴清出资。逾期仍未缴付或者缴清的，视同违约方放弃在合营合同中的一切权利，自动退出合营企业。守约方应当在逾期后一个月内，向原审批机关申请批准解散合营企业或者申请批准另找合营者承担违约方在合营合同中的权利和义务。守约方可以依法要求违约方赔偿因未缴付或者缴清出资造成的经济损失。 第十条：中外合作经营企业合作各方的出资参照本规定执行。	在负面清单之 外的领域，暂时 停止实施该项 行政审批，改为 备案管理
25	放宽中外合 资、中外合作 国际船舶运输 企业的外资股 比限制	1. 《中华人民共和国船舶登记条例》 第二条第一款第二项：依据中华人民共和国法律设立的主要营业所在中华人民共和国境内的企业法人的船舶。但是，在该法人的注册资本中有外商出资的，中方投资人的出资额不得低于 50%。 2. 《中华人民共和国国际海运条例》 第二十九条第二款、第三款、第四款： 经营国际船舶运输、国际船舶代理业务的中外合资经营企业，企业中外商的出资比例不得超过 49%。 经营国际船舶运输、国际船舶代理业务的中外合作经营企业，企业中外商的投资比例比照适用前款规定。 中外合资国际船舶运输企业和中外合作国际船舶运输企业的董事会主席和总经理，由中外合资、合作双方协商后由中方指定。	暂时停止实施 相关规定内容， 由国务院交通 运输主管部门 制定相关管理 办法
26	允许设立外商 独资国际船舶 管理企业	《中华人民共和国国际海运条例》 第二十九条第一款：经国务院交通主管部门批准，外商可以依照有关法律、行政法规以及国家其他有关规定，投资设立中外合资经营	暂时停止实施 相关规定内容， 由国务院交通

		企业或者中外合作经营企业，经营国际船舶运输、国际船舶代理、国际船舶管理、国际海运货物装卸、国际海运货物仓储、国际海运集装箱站和堆场业务；并可以投资设立外资企业经营国际海运货物仓储业务。	运输主管部门制定相关管理办法
27	允许设立外商投资资信调查公司	《征信业管理条例》 第四十五条：外商投资征信机构的设立条件，由国务院征信业监督管理部门会同国务院有关部门制定，报国务院批准。 境外征信机构在境内经营征信业务，应当经国务院征信业监督管理部门批准。	暂时停止实施相关规定内容，由国务院征信业监督管理部门制定相关管理办法
28	取消外资演出经纪机构的股比限制，允许设立外商独资演出经纪机构，为上海市提供服务	《营业性演出管理条例》 第十一条第一款、第二款： 外国投资者可以与中国投资者依法设立中外合资经营、中外合作经营的演出经纪机构、演出场所经营单位；不得设立中外合资经营、中外合作经营、外资经营的文艺表演团体，不得设立外资经营的演出经纪机构、演出场所经营单位。 设立中外合资经营的演出经纪机构、演出场所经营单位，中国合营者的投资比例应当不低于 51%；设立中外合作经营的演出经纪机构、演出场所经营单位，中国合作者应当拥有经营主导权。	暂时停止实施相关规定内容，由国务院文化主管部门制定相关管理办法
29	允许设立外商独资的娱乐场所，在试验区内提供服务	《娱乐场所管理条例》 第六条：外国投资者可以与中国投资者依法设立中外合资经营、中外合作经营的娱乐场所，不得设立外商独资经营的娱乐场所。	暂时停止实施相关规定内容，由国务院文化主管部门制定相关管理办法
30	允许举办中外合作的经营性教育培训机构和经营性职业技能培训机构	《中华人民共和国中外合作办学条例》 第六十条：在工商行政管理部门登记注册的经营性的中外合作举办的培训机构的管理办法，由国务院另行规定。	暂时停止实施相关规定内容，由上海市制定发布相关管理办法
31	在保障网络信息安全的前提下，允许外资企业经营特定形式的部分增值电信业务	《外商投资电信企业管理规定》 第二条：外商投资电信企业，是指外国投资者同中国投资者在中华人民共和国境内依法以中外合资经营形式，共同投资设立的经营电信业务的企业。 第六条第二款：经营增值电信业务（包括基础电信业务中的无线寻呼业务）的外商投资电信企业的外方投资者在企业中的出资比例，最终不得超过 50%。 第十二条：设立外商投资电信企业经营省、自治区、直辖市范围内增值电信业务，由中方主要投资者向省、自治区、直辖市电信管理机构提出申请并报送下列文件： （一）本规定第十条规定的资格证明或者有关确认文件； （二）电信条例规定的经营增值电信业务应当具备的其他条件的证明或者确认文件。 省、自治区、直辖市电信管理机构应当自收到申请之日起 60 日内签署意见。同意的，转报国务院工业和信息化主管部门；不同意的，应当书面通知申请人并说明理由。	暂时停止实施相关规定内容，由国务院工业和信息化主管部门制定相关管理办法

		国务院工业和信息化主管部门应当自收到省、自治区、直辖市电信管理机构签署同意的申请文件之日起 30 日内审查完毕，作出批准或者不予批准的决定。予以批准的，颁发《外商投资经营电信业务审定意见书》；不予批准的，应当书面通知申请人并说明理由。 第十四条：设立外商投资电信企业，按照国家有关规定，其投资项目需要经国务院发展改革部门核准的，国务院工业和信息化主管部门应当在颁发《外商投资经营电信业务审定意见书》前，将申请材料转送国务院发展改革部门核准。转送国务院发展改革部门核准的，本规定第十一条、第十二条规定的审批期限可以延长 30 日。 第十五条：设立外商投资电信企业，属于经营基础电信业务或者跨省、自治区、直辖市范围增值电信业务的，由中方主要投资者凭《外商投资经营电信业务审定意见书》向国务院商务主管部门报送拟设立外商投资电信企业的合同、章程；属于经营省、自治区、直辖市范围内增值电信业务的，由中方主要投资者凭《外商投资经营电信业务审定意见书》向省、自治区、直辖市人民政府商务主管部门报送拟设立外商投资电信企业的合同、章程。 国务院商务主管部门和省、自治区、直辖市人民政府商务主管部门应当自收到报送的拟设立外商投资电信企业的合同、章程之日起 90 日内审查完毕，作出批准或者不予批准的决定。予以批准的，颁发《外商投资企业批准证书》；不予批准的，应当书面通知申请人并说明理由。 第十六条：外商投资电信企业的中方主要投资者凭《外商投资企业批准证书》，到国务院工业和信息化主管部门办理《电信业务经营许可证》手续。 外商投资电信企业的中方主要投资者凭《外商投资企业批准证书》和《电信业务经营许可证》，向工商行政管理机关办理外商投资电信企业注册登记手续。 第十八条：违反本规定第六条规定的，由国务院工业和信息化主管部门责令限期改正，并处 10 万元以上 50 万元以下的罚款；逾期不改正的，由国务院工业和信息化主管部门吊销《电信业务经营许可证》，并由原颁发《外商投资企业批准证书》的商务主管部门撤销其《外商投资企业批准证书》。 第十九条：违反本规定第十七条规定的，由国务院工业和信息化主管部门责令限期改正，并处 20 万元以上 100 万元以下的罚款；逾期不改正的，由国务院工业和信息化主管部门吊销《电信业务经营许可证》，并由原颁发《外商投资企业批准证书》的商务主管部门撤销其《外商投资企业批准证书》。 第二十条：申请设立外商投资电信企业，提供虚假、伪造的资格证明或者确认文件骗取批准的，批准无效，由国务院工业和信息化主管部门处 20 万元以上 100 万元以下的罚款，吊销《电信业务经营许可证》，并由原颁发《外商投资企业批准证书》的商务主管部门撤销其《外商投资企业批准证书》。	
32	允许外资企业从事游戏游艺设备的生产和销售，通过文	《国务院办公厅转发文化部等部门关于开展电子游戏经营场所专项治理意见的通知》（国办发〔2000〕44 号） 二、自本意见发布之日起，各地要立即停止审批新的电子游戏经营场所，也不得审批现有的电子游戏经营场所增添或更新任何类型的	暂时停止实施相关规定内容，由国务院文化主管部门制定

	化主管部门内容审查的游戏游艺设备可向国内市场销售	电子游戏设备。 六、自本意见发布之日起，面向国内的电子游戏设备及其零、附件生产、销售即行停止。任何企业、个人不得再从事面向国内的电子游戏设备及其零、附件的生产、销售活动。一经发现向电子游戏经营场所销售电子游戏设备及其零、附件的，由经贸、信息产业部门会同工商行政管理部门依照有关规定进行处理。 除加工贸易方式外，严格限制以其他贸易方式进口电子游戏设备及其零、附件（海关商品编号 95041000、95043010、95049010）。对电子游戏设备及其零、附件的加工贸易业务，列入限制类加工贸易产品，并实行加工贸易保证金台账实转制度，外经贸部门要严格审批和管理，海关加强实际监管，其产品只能返销出境；逾期不能出口的，由海关依法予以收缴，或监督有关企业予以销毁。各地海关要加大查验力度，实施重点查控，坚决打击通过伪报、夹藏等方式走私电子游戏设备及其零、附件的非法行为。	相关管理办法
--	---------------------------------	---	---------------

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
 - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。